



中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

別表六(十五) 令八・四・一以後終了事業年度分

事業種目										1	E02											E07											E12											E17											E22											
資産区分	種類										2	E03											E08											E13											E18											E23										
	設備の種類又は区分										3	E04											E09											E14											E19											E24										
	細目										4	E05											E10											E15											E20											E25										
	取得年月日										5		元号	年	月	日		元号	年	月	日		元号	年	月	日		元号	年	月	日		元号	年	月	日																														
	N01															N03						N05						N07						N09																																
指定事業の用に供した年月日										6		元号	年	月	日		元号	年	月	日		元号	年	月	日		元号	年	月	日		元号	年	月	日		元号	年	月	日																										
N02															N04						N06						N08						N10																																	
取得価額	取得価額又は製作価額(円)										7	G01											G04											G07											G10											G13										
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額										8	G02											G05											G08											G11											G14										
	差引改定取得価額((7)－(8))又は((7)－(8))× $\frac{75}{100}$)										9	G03											G06											G09											G12											G15										
法人税額の特別控除額の計算																																																																		
当期分	取得価額の合計額((9)の合計)										10	G16											前期繰越	差引当期税額基準額残額(13)－(14)－(別表六(二十三)「18」)										17	G23																															
	税額控除限度額 $(10) \times \frac{7}{100}$										11	G17												繰越税額控除限度超過額(23の計)										18	G24																															
	調整前法人税額(別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「13」)										12	G18												同上のうち当期繰越税額控除可能額((17)と(18)のうち少ない金額)										19	G25																															
	当期税額基準額 $(12) \times \frac{20}{100}$										13	G19												調整前法人税額超過構成額(別表六(六)「8の⑤」)										20	G26																															
	当期税額控除可能額((11)と(13)のうち少ない金額)										14	G20												当期繰越税額控除額(19)－(20)										21	G27																															
	調整前法人税額超過構成額(別表六(六)「8の⑥」)										15	G21												法人税額の特別控除額(16)＋(21)										22	G28																															
	当期税額控除額(14)－(15)										16	G22																																																						
	翌期繰越税額控除限度超過額の計算																																																																	
事業年度										前期繰越額又は当期税額控除限度額										当期控除可能額										翌期繰越額(23)－(24)																																				
										23(円)										24(円)										25(円)																																				
	元号	年	月	日																																																														
自	N11					G29											G33																																																	
至	N12																																																																	
自	N13					G30											G34											外	G37																																					
至	N14																											G38																																						
計						G31												(19)										G39																																						
																	G35																																																	
当期分						(11)											(14)										外	G40																																						
						G32											G36											G41																																						
合計																									G42																																									
機械装置等の概要																																																																		